

業務及び財産の状況に関する説明書類

第8期 2023年7月1日から2024年6月30日まで

2024年9月30日作成

監査法人名	史彩監査法人
所在地	東京都港区南青山二丁目27番27号
代表者	代表社員 伊藤 肇

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- 財務書類の監査又は証明の業務
- 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、及び財務に関する相談に
応ずる業務
- 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

年月日	主な事項
2017年 3月 1日	設立。社員5名。 事務所所在地は東京都足立区伊興。
2018年 7月 23日	事務所所在地を東京都品川区西五反田へ移転。
2021年 5月 10日	事務所所在地を東京都港区南青山へ移転。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別
無限責任監査法人

3. 業務の概要

(1) 業務概要

設立9期目です。

第8期の監査証明業務の収入は580百万円、非監査証明業務の収入は107百万円、業務収入総額687百万円であった。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項
該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

※2024年6月30日現在（会計年度末日）

	被監査会社等の数
--	----------

	総 数	内大会社数
① 金商法監査・会社法監査	16 社	16 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	2 社	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	2 社	—
⑦ その他の任意監査	13 社	—
計	33 社	16 社

(4) 非監査証明業務の状況

※2024年6月30日現在（会計年度末日）

	大会社等	その他の会社等	その他
対象会社等	— 社	18 社	— 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

ア. 経営理念

本質的で付加価値の高い監査を追求し、私たち自身とクライアント、そして、彩りある未来に貢献する

イ. 行動指針

「誠実」：品位を保持し、クライアントと仲間に対して誠実に行動します

「信念」：不正を見逃さず、かつ、企業の成長に寄与する姿勢を貫きます

「成長」：価値のあるサービスを提供するために、知識を深め技能を高め合います

「挑戦」：ミスを恐れず挑戦する人を応援します

「尊重」：共に働く仲間を尊重し、楽しさとやりがいを追求します

② 経営管理に関する措置

各社員は業務の執行が効率的に行われることを確保するために、社員会を原則月1回開催するとともに、社員会規程にもとづいて意思決定プロセスの明確化・迅速化を図ることとする。

③ 法令順守に関する措置

業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、職業倫理及び品質管理に関する教育研修の充実を行い、コンプライアンス体制の構築・維持に努める。

④ その他

当法人は、業務上知り得た関与先の情報、実施した業務に関する情報、及び、

ノウハウとして独自に保有する情報を適切に管理し、かつ守秘義務の徹底を図るため、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準を定め、全ての社員はこれを遵守するものとする。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

ア. 職業倫理

当法人は、倫理規則を遵守し、①誠実性、②客観性、③職業的専門家としての能力及び正当な注意、④守秘義務、⑤職業的専門家としての行動についての定めをおき、業務執行社員はこれらを遵守するとともに専門職員もまた遵守するように指導し監督する。

イ. 独立性

法人及び監査実施者が独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」により定期的に調査し、必要な場合は適切な措置を講じる。

監査業務の主要な担当者（業務執行社員、主要な専門職員及び審査担当者）が長期間継続して担当する場合は、独立性に対する脅威に関しての検討を行い、必要な場合は適切な措置を講じる。

② 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結に際しては原則、上級審査を行い、更新に際しては原則、審査担当社員による審査を行う。そして、契約の締結及び更新にあたっては当法人の規模及び組織、監査実施者の能力・経験、その他契約の締結及び更新に重要な影響を及ぼす事項を検討する。また、契約の締結及び更新に重要な影響を及ぼす事項には、関与先の誠実性が含まれる。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員はそれぞれ品質管理に関する事項を含めた目標設定を行い、年度末に目標に対する達成状況を社員会において報告し、他の社員がフィードバックを行う。社員の総報酬額は、法人の経営状態等を勘案し社員会により決定し、各社員の報酬は代表社員が協議のうえ、決定する。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

継続的専門研修制度に関する細則で定める必要なCPD単位数に満たない者は監査業務に従事させない等の措置をとる。また、監査実施者の教育・訓練のために定期的に法人内で不正事例、監査の品質管理、税務、IPO等の研修を行い、業務レベルの向上に努めている。

ウ. 採用

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するため、適性ある者を選んで採用し、継続的に法人内で研修を実施している。

エ. その他

監査実施者の選任に当たっては、ローテーション計画及び監査担当表を作成

し、能力・適性・経験等を考慮して業務執行社員及び専門職員を決定している。
また、社員の登用に当たっては、業務の評価等に基づき、社員会により決定している。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、業務執行社員及び審査担当者が検討した上で、必要な場合は当法人内外の専門家に問合せを行う。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当法人は、法令、監査基準・日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書等に従い監査業務を実施している。業務執行社員は、業務の質が確保されるよう専門職員を指導監督し、適時に査閲し問題の検討を行っている。

そして、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者、又は業務執行社員と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、これを解決するために上級審査等を行い適切な措置をとる。これらの判断の相違が解決しない限り監査報告書を発行しない。

ウ. 監査業務に係る審査

当法人はすべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための審査を行う。審査は原則として審査担当者（コンカリング・レビュー・パートナー）が実施し、法人が定める重要な項目については上級審査会で審査を行う。審査が完了するまで監査報告書を発行しない。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

電子監査調書を採用しており、現時点では全ての監査調書は電子化され、監査報告書日又はレビュー報告書日から 60 日以内にロックダウン（アーカイブ）を行っている。ロックダウン後は、調書の修正を行うことはできない仕組みとなっている。

なお、従前の監査調書について紙調書もあるが、これについては、受払台帳を作成し、閲覧する際は、受払台帳に記載することとしている。また、修正を行っていないことを業務執行社員及び品質管理本部が確認している。

⑤ 業務に関する情報の収集及び伝達

情報と伝達を適切に行わないと監査の品質を確保できないリスクがあるため、コミュニケーションツールを用いた適時の職員間の情報共有を行い、職員からの監査の品質管理に関するアンケートをとっている。

監査事務所の内外から情報を適切に収集するために、ホットラインを設け、届けられた情報は品質管理本部に共有され又は必要に応じて社員会に報告される仕組みとなっている。

品質管理本部において定期的（月 1 回程度）に会議を行い、協議した内容に伴い監査マニュアルの改訂、情報共有等を行い品質管理システムの改善及び周知を図っている。

事務所の品質管理システムの状況について外部への情報共有のために「Quality Report」を作成し、2024 年から公表することとしている。

また、品質管理本部は、品質管理システムの目的を達成するための品質目標を設定し、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」とい

う。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針が適切に整備及び運用されているか評価する体制を構築している。

⑥ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

前任監査人から監査業務を引き継ぐ際は、適切に引継ぎが行われているか確認するため、審査担当社員による審査を行う。この審査を受審した後でなければ監査契約を締結することはできない。

後任監査人に監査業務を引き継ぐ際は、監査チームが適切に引継ぎを行った後、品質管理本部に報告し、品質管理本部において適切に引継ぎが行われたことを確認している。

⑦ ①から⑥までに掲げる事項についての責任者の選任及びその役割及び責任の明確化

品質管理システムに関する最高責任者は、代表社員伊藤肇であり、品質管理システムの適切な整備及び運用の評価について社員会に報告され、最終確認を行っている。

品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は代表社員西田友洋であり、品質管理システムの目的を達成するための品質目標を設定し、当該目標の達成を阻害するリスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針が適切に整備及び運用されているかについて今後、評価を行う。また、当該評価結果については、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者と適宜共有し、品質管理システムの改善に役立てる。

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は社員人見亮三郎であり、日常的監視及び定期的検証等を通じて、モニタリング等を行っている。また、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者と適宜連携を図っている。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害するリスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

品質管理本部は、品質管理システムの目的を達成するための品質目標を設定し、当該目標の達成を阻害するリスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針が適切に整備及び運用されているか評価する体制を構築している。評価については、今後行う。

⑨ ①から⑦までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

品質管理のシステムに関する方針及び手続きが適切かつ十分であり、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理のシステムに関する日常的な監視及び定期的な検証を行う。当該結果は、社員会で報告され、適宜共有が行われ、品質管理システムの改善活動に役立てている。

⑩ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

品質管理本部を設置し、代表社員を責任者として選任している。また、組織図上も当該本部を明確にすることで責任の所在を明確化している。さらに、監査業務の品質に質するために、品質管理本部において「監査の品質管理規程」、「監査マニュアル」等を作成し、周知している。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

現在のところ、公認会計士以外の者を社員とする予定はない。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2023 年 11 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

弊法人では品質管理本部を設置している。品質管理本部の人員は代表社員 1 名、社員 1 名、マネージャー 1 名（2024 年 6 月 30 日現在）であり、品質管理本部は社員 1 名で運用されていない。また、品質管理に関する規程の新設及び変更は社員会決議により決定し、監査の詳細なルールについてはコミュニケーションツールである slack、研修、社員会等で適宜意見を吸い上げ、検討を行っている。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項なし

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし

- (2) 提携を開始した年月

該当事項なし

- (3) 業務上の提携の内容

該当事項なし

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合 計
9 人	—	9 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要事項の決定	9 人	—	9 人

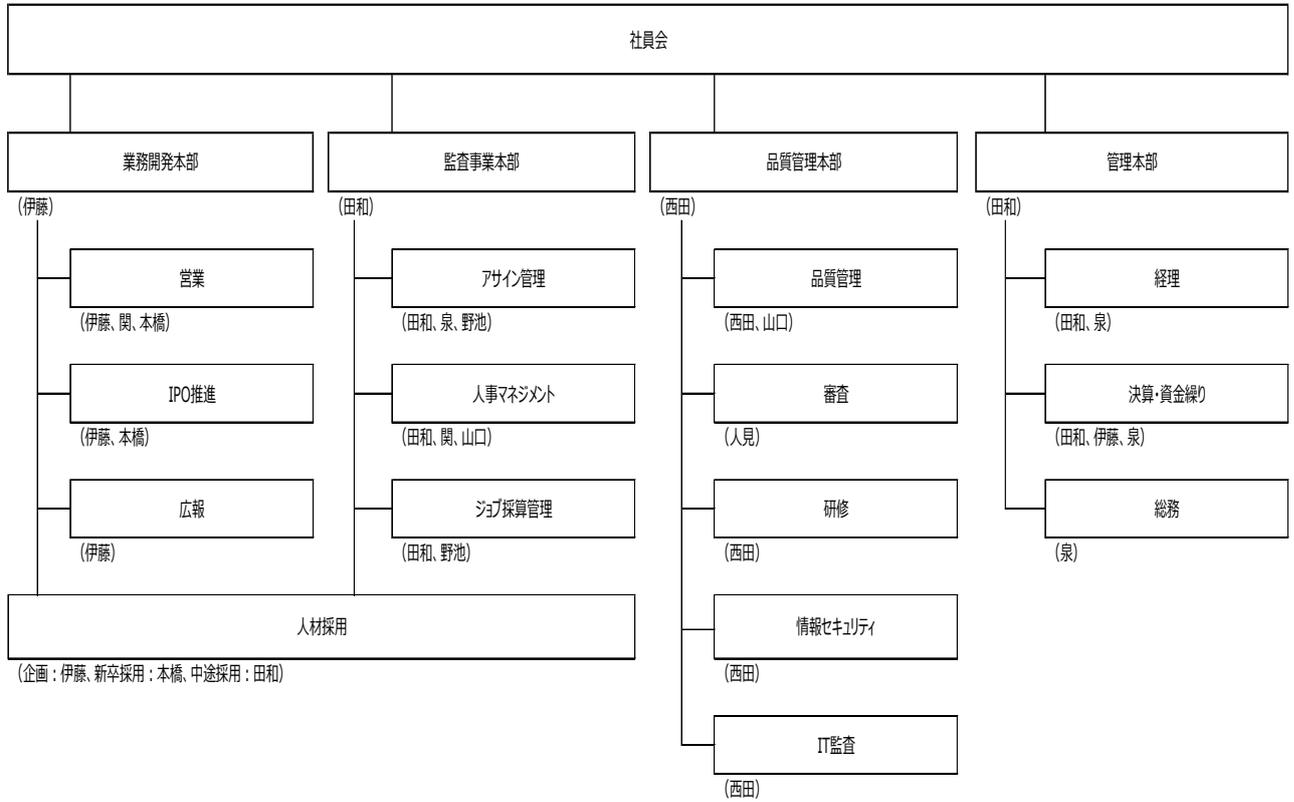
三. 事務所の概況

(2024 年 6 月 30 日現在)

名 称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士である 使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 史彩監査法人	東京都港区 南青山二丁目 27 番 27 号	9 人	—	9 人	29 人 (うち非常勤職員 20 名)

四. 監査法人の組織の概要

史彩監査法人 組織図 (2024年6月30日現在)



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第7期 2022年7月1日～ 2023年6月30日	第8期 2023年7月1日～ 2024年6月30日
売上高		
監査証明業務	492,874	580,745
非監査証明業務	115,352	107,104
合 計	608,226	687,850

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人につき、添付省略。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人につき、監査は実施されていない。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人につき、記載省略。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人につき、記載省略。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

プリントネット(株)
スーパーバッグ(株)
北日本紡績(株)
(株)ジェネレーションパス
(株)串カツ田中ホールディングス
(株)ライオン事務器
シリウスビジョン(株)
AHCグループ(株)
ログリー(株)
ミアヘルサホールディングス(株)
(株)モルフォ
横浜魚類(株)
(株)くすりの窓口
(株)イメージ・マジック
(株)農業総合研究所
P o s t P r i m e(株)

以 上